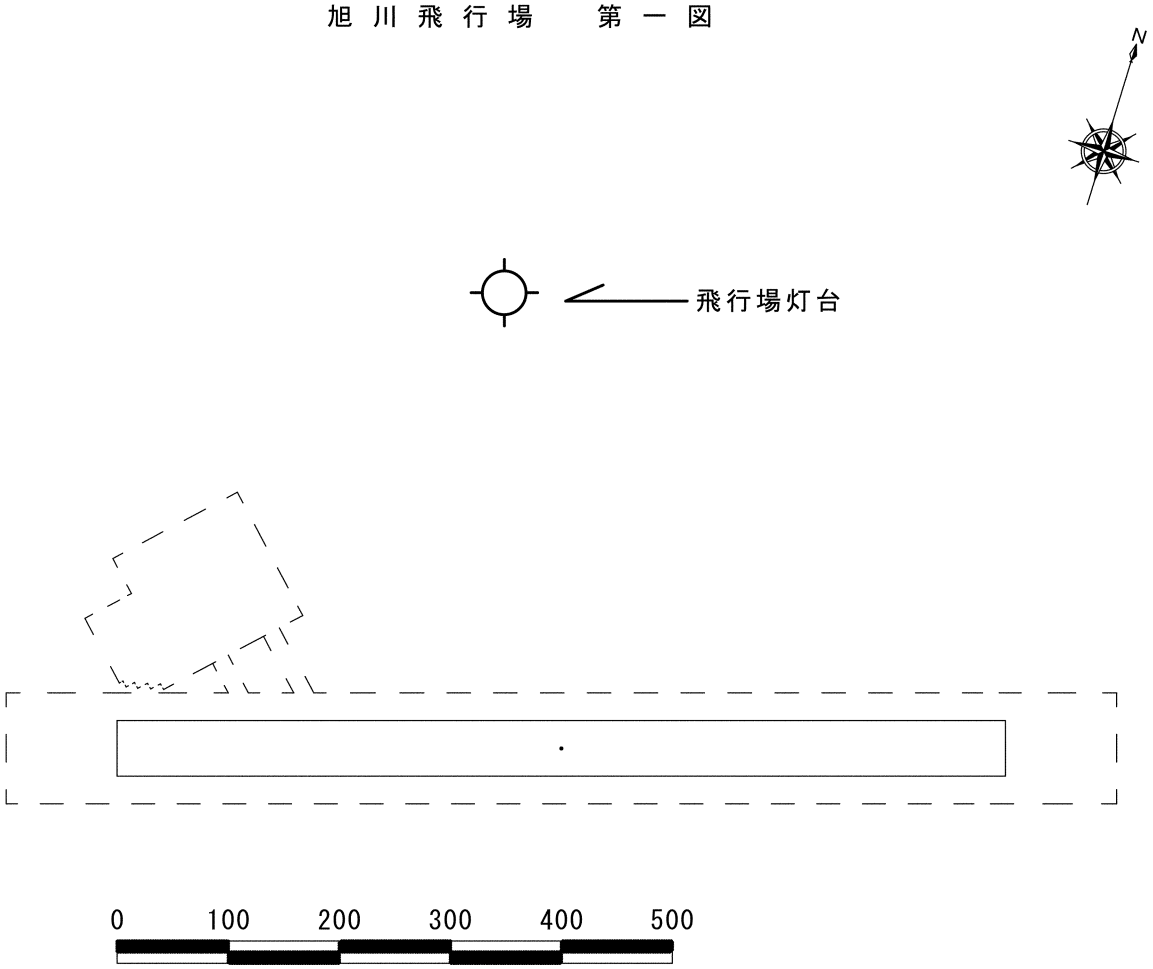
旭川飛行場　第一図



○防衛省告示第三十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、霞目飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十九年防衛庁告示第百十九号の一部を次のとおり変更する。

第四項第二号中「約千百メートル」を「約千メートル」に改め、同項第三号中「約四千七百平方メートル」を「約二万五千四百五十一平方メートル」に改め、同項第四号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に、「飛行場燈台あり」を「飛行場灯台有り、滑走路灯有り、滑走路末端灯有り、滑走路末端識別灯有り、誘導路灯有り、境界灯有り、風向灯有り」に改める。

二　昭和四十二年防衛庁告示第二十一号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第一号中「霞目飛行場燈火」を「霞目飛行場灯火」に改める。

㈡　第三項を次のように改める。

三　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

灯火	灯質	光度	配置その他
飛行場灯台	ハロゲン電灯 航空白、航空緑、閃光、六十秒毎に二十八閃光（二・一四秒毎に航空白、航空緑各一閃光）	実効光度 航空白、二万カンデラ 航空緑、三千カンデラ	飛行場東北部明弧全度
指向信号灯	赤、緑又は白の任意の信号光を発する	航空白十五万カンデラ	管制塔内
滑走路灯	ハロゲン電灯 航空可変白、航空黄、不動光	航空白、一万カンデラ 航空緑、四千カンデラ	滑走路両側で各灯間隔は約六十メートル
滑走路末端灯	ハロゲン電灯 航空緑、航空赤、不動光	航空緑、一万カンデラ 航空赤、二千五百カンデラ	滑走路末端で滑走路中心線に直交する線上